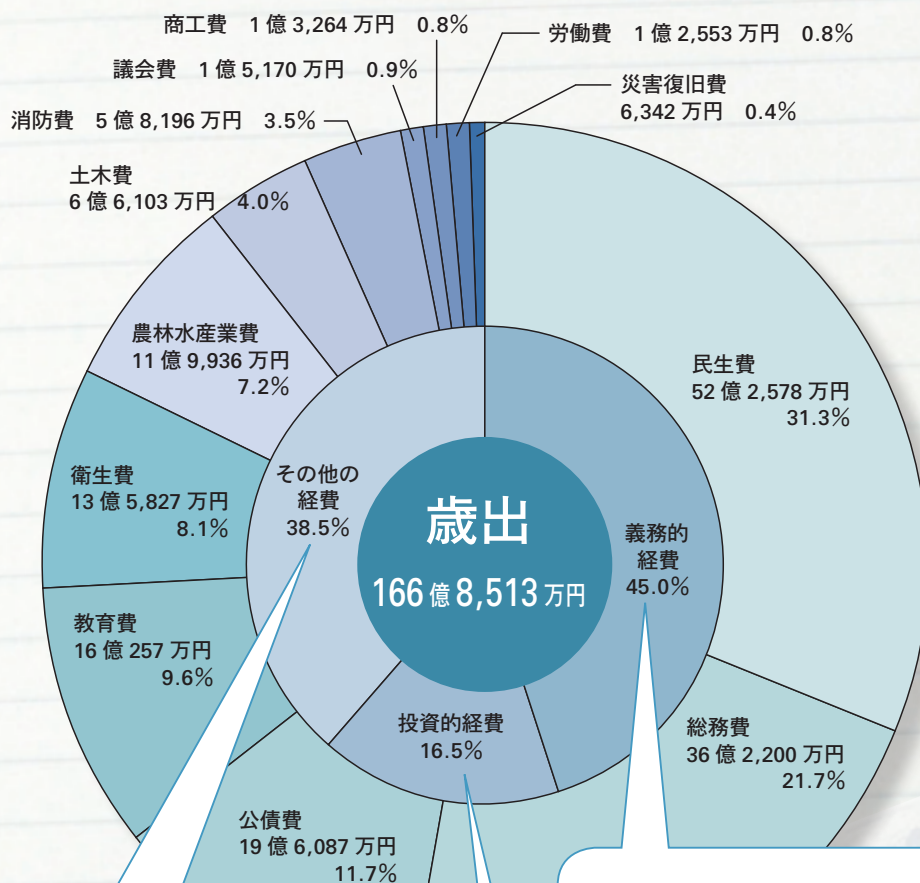


平成 22 年度の一般会計決算が 12 月の市議会で認定されました。一般会計の決算の規模は、歳入 173 億 1,195 万円、歳出 166 億 8,513 万円となっています。歳入と歳出の差し引き額は、6 億 2,682 万円です。これには、翌年度に繰り越すべき財源の 1 億 4,052 万円が含まれていますので、これを除いた実質収支は、4 億 8,630 万円となります。

歳出 166 億 8,513 万円



積立金	16 億 729 万円
医療会計等への繰出金	15 億 9,822 万円
物件費	14 億 4,171 万円
一部事務組合(未来館等)	10 億 2,587 万円
補助費等	6 億 3,968 万円
維持補修費	8,724 万円
出資金・貸付金	1,743 万円
合 計	64 億 1,744 万円

生活支援経費	30 億 6,147 万円
人件費	24 億 8,487 万円
借金返済	19 億 6,087 万円
合 計	75 億 721 万円

普通建設事業費	26 億 9,706 万円
災害復旧事業費	6,342 万円
合 計	27 億 6,048 万円

市民一人あたりのサービス内訳

基準 H 23.03.31 29,747 人



民生費

175,674 円



総務費

121,760 円



公債費

65,918 円



教育費

53,873 円



衛生費

45,661 円



農林水産業費

40,319 円



土木費

22,222 円



消防費

19,564 円



議会費

5,100 円



商工費

4,459 円



労働費

4,220 円



災害復旧費

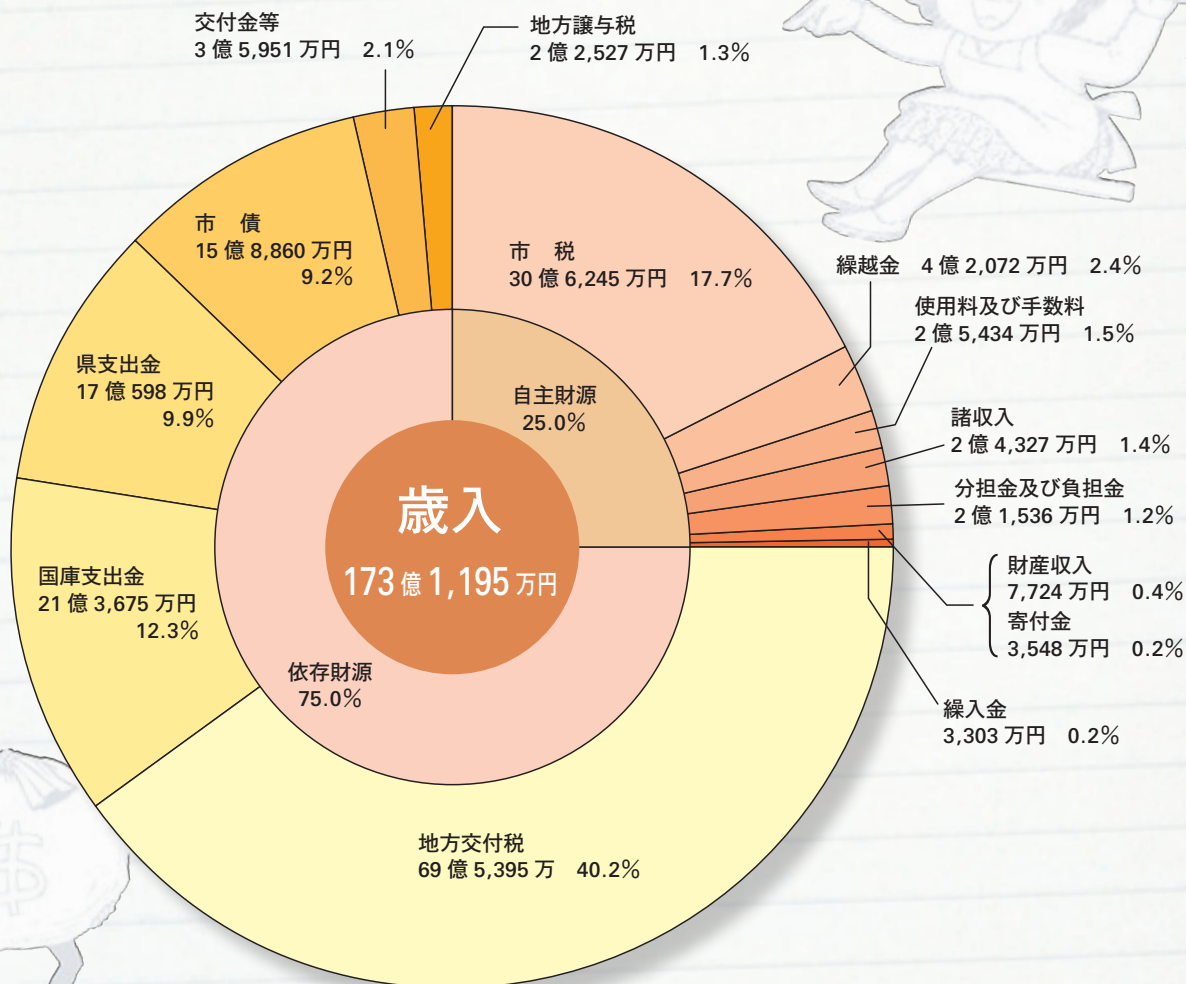
2,132 円

伊佐市の財政状況

平成 22 年度決算 一般会計

(決算統計)

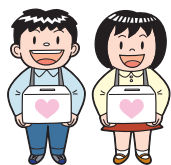
歳入 173 億 1,195 万円



用語の説明

- 自主財源** 地方公共団体が自主的に収入できる財源
- 依存財源** 国や県から定められた額を交付される財源
- 地方交付税** 所得税や法人税などの国税の一部を、地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするため、地方公共団体の財政状況に応じて交付されるお金で、国から地方への仕送りと言われている
- 市 債** 財源不足を補うため、国・県や民間の金融機関から借りるお金
- 国庫・県支出金** 市が行う特定の事務や事業に対して、必要な費用の財源として国・県から交付されるお金
- 義務的経費** 市の借金や人件費・扶助費（生活支援経費）など、支出しなければならない経費
- 投資的経費** 道路建設などのように、社会資本の形成に向けられる経費
- 公 債 費** これまで借り入れた市債などの返済に係る経費（借金返済）
- 実 質 収 支** 単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの

東日本大震災への 義援金・支援金の報告



市民の皆さんから多くの義援金・支援金が寄せられました。

義援金 6,281,290円

支援金 2,694,767円

合計 8,976,057円

(平成23年12月27日現在)

義援金は日本赤十字社を通じて被災地へ、支援金は宮城県南三陸町へ支援物資と現金を送りました。

ご協力いただいた多くの市民の皆さん、ありがとうございました。

市営住宅入居者募集

申込み先着順になります。入居資格に基準がありますので、詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

◎公営住宅

(平成24年1月1日現在)

団地名	戸数	間取り	使用料(円)
崎山団地	2	3DK	13,300～
針持団地	2	3DK	13,500～
郡山団地	4	3DK	10,100～
重留西第1団地	1	3DK	18,500～
重留西第2団地	1	3DK	20,800～
瓜之峰第1団地	1	3DK	12,100～
湯之尾団地	1	3DK	15,000～

◎特定公共賃貸住宅

(平成24年1月1日現在)

団地名	戸数	間取り	使用料(円)
こっがら団地(世帯用)	5	3LDK	44,000
こっがら団地(単身用)	3	1LDK	29,000

申込・問い合わせ先 市建設課住宅係(菱刈庁舎)

☎③1311 ④2227・2228

犬や猫を飼っている皆さまへ

最近、犬や猫などのペットについての苦情や相談が増えています。ペットを飼う時には、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

 犬を飼う場合には、市への登録と一年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬は放し飼いにせず、散歩中もリード等でつなぎ、「ふん」は**必ず持ち帰りましょう**。これは、飼い主の義務であり最低限のマナーです。

 飼い猫は感染症や交通事故を防ぐため、なるべく室内で飼うよう努めましょう。また、「ふんやおしっこ」をする場所を教えるなどの「しつけ」をして、**ご近所に悪臭などで迷惑をかけないよう正しく飼いましょう**。

 犬や猫などのペット動物は終生飼育することが基本原則です。やむを得ず飼えなくなった場合は、自らの責任において新たな飼い主を探してください。どうしても飼い主が見つからない場合は、**保健所にて有料で引き取ります**。

引取日時 原則として毎週火曜日と木曜日の午前中。

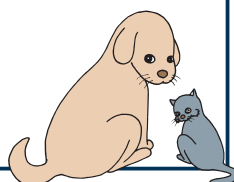
注意 犬猫などの動物を捨てた場合は法律により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先

市環境政策課環境保全係 ☎②1060

鹿児島県始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部

大口支所衛生係(大口保健所) ☎③5106



水道管の防寒対策

防寒方法

水道管には布切れや発泡スチロールなどの保温材を巻きつけます。メーターボックスには布切れなどを詰めると効果的です。

もし凍ってしまったら

凍った蛇口や水道管にタオルをかぶせて、その上から水かぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯は絶対にかけないでください。破裂の原因となります。

万一破裂してしまったら

メーターボックス内等の止水栓を閉め、水を止めてから最寄りの水道修繕センターまでご連絡ください。

連絡先

大口地区水道修繕センター

☎③5333

菱刈地区水道修繕センター

☎⑥2870

